

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当・特例給付認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 7 月 8 日付けの「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により行った児童手当・特例給付認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

却下理由に記載された「生計中心者でないため」との記述は本件申請書に記載された内容及び実態（別世帯、別生計及び養育費や生活費は受け取っていない）と相違しており却下理由として正当性に欠け不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 1月 18日	諮問
令和 4年 2月 25日	審議（第64回第2部会）
令和 4年 3月 22日	審議（第65回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当について

法4条1項1号は、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給する旨規定している。

法4条3項は、同条1項1号又は2号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨規定している。

(2) 局長通知について

地方自治法245条の4に基づく技術的な助言である「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2・1・(3)によれば、「監

護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものとされ、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものとされ、現に監督、保護を行っているとして認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしているとして取り扱って差し支えないとされている。

また、「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないとしている。

そして、局長通知第2・1・(4)によれば、「生計を維持する程度の高い者」について、まず、父母等の所得の状況を考慮するが、住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）、健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）及び住民税等の扶養親族の取扱い（父母のどちらの扶養親族になっているか）についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して判断すべきであるとされている。

(3) 児童手当Q & A集について

「児童手当Q & A集」（平成25年9月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室発出）（以下「Q & A集」という。）問2・(1)・(答)によれば、父母等のうち「生計を維持する程度の高い者」とは、一般的には、家計の主宰者（家計の中でより中心的な役割を果たしている者（以下「生計中心者」という。））として、社会通念上、妥当と認められる者とされ、その判断に当たっては、まず父母等の間の所得の状況を考慮することとされ、原則として所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当することになるとされている。ただし、健康保険の適用状況、住民票上の取扱い等について、所得の高い者が該当し

ていない場合は、その事情を勘案した上で判断することになるとされている。この解釈は、法4条3項を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、法の規定の趣旨を逸脱することのない、合理的なものであると認められる。

(4) 特例給付について

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定している。

そして、法5条1項は、児童手当は、法4条1項1号に該当する者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない旨規定している。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人と夫のそれぞれについて本児を監護し、生計を同じくしているものと認めた上で、請求人と夫の令和2年度の住民税賦課における総所得額を比較し、夫の所得が上回っていることを確認し、健康保険の適用状況等の諸事情を総合して、夫が生計中心者に当たると判断したことから、請求人は生計中心者ではなく、法4条に規定する支給要件（以下「本件支給要件」という。）を満たさないと判断して本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、処分庁は、請求人と夫の双方について法4条1項1号の要件に該当することを認めた上で、同条3項にいう「生計を維持する程度の高い者」はQ & A集問2・(1)・(答)において生計中心者であるとされているところ、Q & A集問2・(1)・(答)に沿って夫が生計中心者であると判断し、請求人が生計中心者と認められないことから、本件処分を行ったことが認められるから、本件処分は、上記1の法令等の定めにも則っ

たものであるといえ、違法・不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記第3のとおり、本件処分通知書の却下理由の記載と本件申請書に記載された内容及び実態が相違している旨主張するが、本件支給要件において、本児との同居を必ずしも要するものではないことは上記1・(2)のとおりである。

また、生計を同じくするとは、本児との生活の一体性があることをいうものであるところ（1・(2)）、処分庁は、本件処分時において、令和2年度の住民税の賦課において本件児童は夫の扶養に入っていたこと及び夫を被保険者とする健康保険において本件児童は被扶養者とされていたことから本児と夫との生活の一体性を認めている。

この点、局長通知第2・1・(6)において、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられる旨記載されているが、本件申請において請求人と夫との別居が離婚や離婚協議中によるものであること等をうかがわせるに足る記載が確認できないことなどからすると、本児と夫との生活の一体性を認めた処分庁の判断が不合理とまで認めるのは困難といわざるを得ない。

そして、請求人と夫のうち、夫が生計中心者であると認められることは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来